

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (社会教育関係抜粋)(概要)

資料22

趣 旨

教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関(以下「公立社会教育機関」という。)について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

概 要

公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項第1号関係)

※ 教育委員会から地方公共団体の長への事務の移管については、既にスポーツ、文化及び文化財の保護について可能。

※ 事務の移管に係る条例を制定又は改廃する前に、地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聴かなければならないこととされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第2項)。

公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおり。

- 地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条第3項関係)

- 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。

(社会教育法 第8条の2関係)

- 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。

(社会教育法 第8条の3関係)

施行期日

公布の日